



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施 (二件) …… (都市整備局都市基盤部調整課) …… 一
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) …… (同) …… 二
  - 保安林の指定解除予定 …… (産業労働局農林水産部森林課) …… 四
  - 都道の区域変更 …… (建設局道路管理部路政課) …… 四
- 公 告
- 東京ウイメンズプラザの休館 …… (生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ) …… 六
  - 争議行為の予告 (二件) …… (産業労働局雇用就業部労働環境課) …… 六
  - 都市計画事業の施行 (三件) …… (建設局道路建設部管理課) …… 六
- 雑 報
- 任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均給料額 …… (東京都職員共済組合) …… 七

告示

●東京都告示第二百八十四号  
 測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、小山片所土地区画整理組合設立準備会代表から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年三月六日  
 東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 測量施行者 小山片所土地区画整理組合設立準備会
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市小山町及び小山ヶ丘三丁目各区域内
- 四 測量の期間 平成二十五年二月十二日から同年六月十一日まで

●東京都告示第二百八十五号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年三月六日  
 東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量 (三級基準点新設及び街区多角点復旧)
- 三 測量の区域 狛江市岩戸南二丁目及び和泉本町四丁目各区内
- 四 測量の期間 平成二十五年二月二十日から同年三月十日

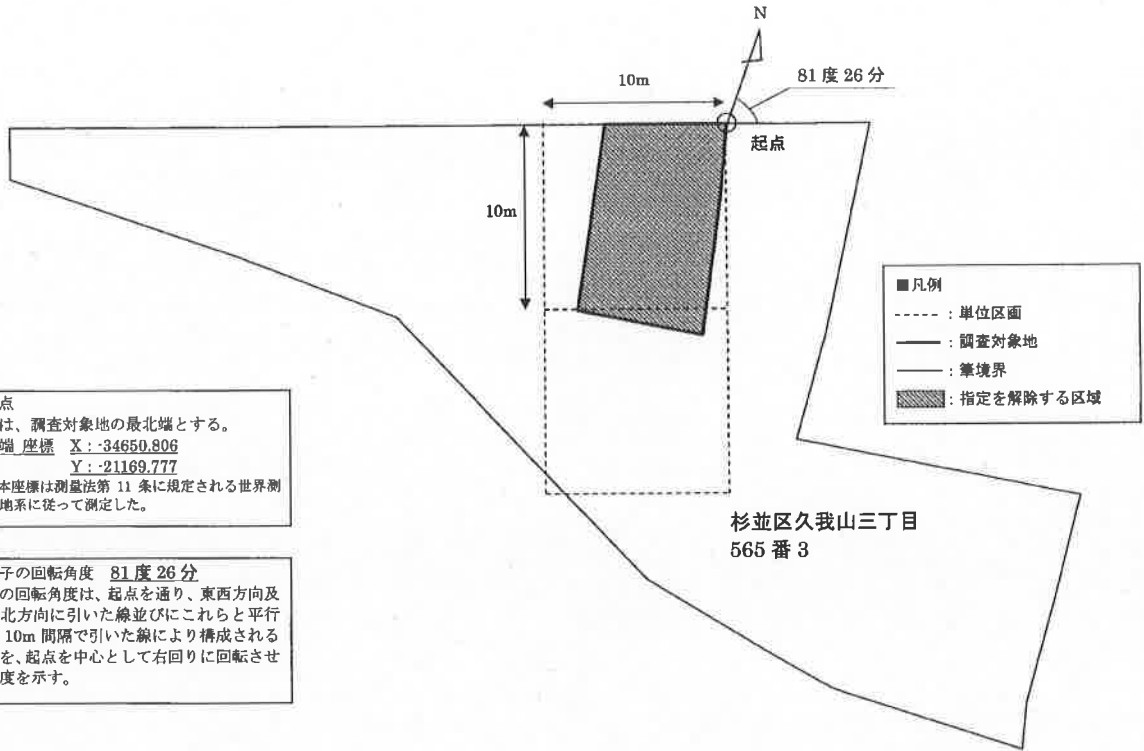
五日まで

●東京都告示第二百八十六号  
 土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第四項の規定により、平成二十四年東京都告示第九百五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月六日  
 東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (杉並区久我山三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



■起点  
 起点は、調査対象地の最北端とする。  
 最北端 座標 X: -34650.806  
 Y: -21169.777  
 ※本座標は測量法第 11 条に規定される世界測地系に従って測定した。

■格子の回転角度 81度26分  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

■凡例  
 - - - : 単位区画  
 ——— : 調査対象地  
 ——— : 筆境界  
 ■■■■ : 指定を解除する区域

杉並区久我山三丁目  
 565番3

●東京都告示第二百八十七号

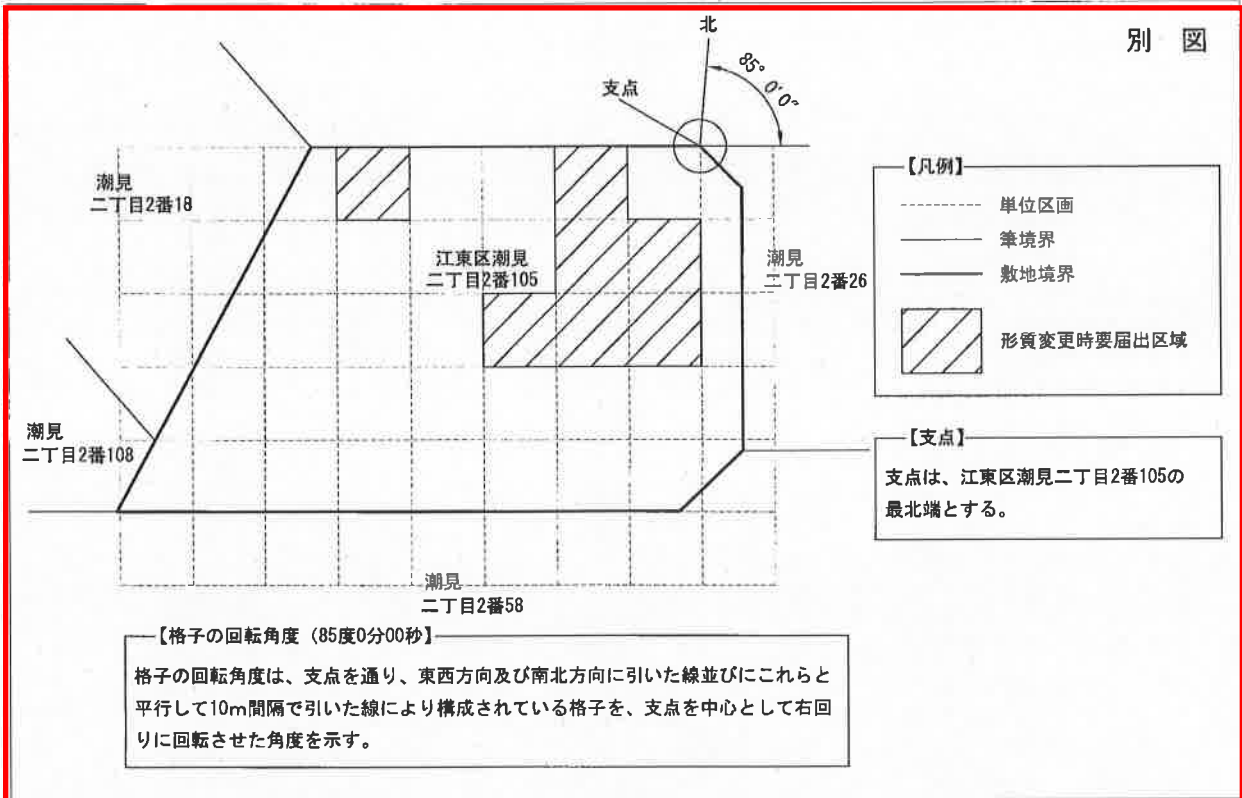
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月六日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区潮見二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第二百八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月六日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区西瑞江四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物